

静岡県告示第677号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年9月19日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月19日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
静岡朝比奈藤枝線 相俣岡部線	藤枝市岡部町宮島字小丹原465番の3から 藤枝市岡部町宮島字小丹原462番の5まで	平成29年9月19日